

## 平成 30 年度 矢作川水系総合土砂管理検討委員会 議事概要

日時：平成 31 年 3 月 26 日（火） 15 時 00 分～17 時 10 分

場所：TKP 名駅桜通口カンファレンスセンター 3 階 ホール 3A

### 【議 事】

1. 開会挨拶
2. 委員紹介
3. 配付資料確認
4. 委員長挨拶
5. 議題
  1. 検討状況の報告
    - 1.1 これまでの検討経緯
    - 1.2 「矢作川水系総合土砂管理計画」のとりまとめ方針
    - 1.3 矢作ダム堆砂対策検討状況
    - 1.4 土砂管理シナリオの検討
    - 1.5 技術的課題の解決に向けた取り組み方針
    - 1.6 総合土砂管理計画（素案）の骨子
  2. 今後の検討スケジュール
  3. 委員会規約の改正
6. 閉会

#### ●1.1 これまでの検討経緯

#### ●1.2 「矢作川水系総合土砂管理計画」のとりまとめ方針

- ・排出土砂量の内訳イメージ案について、以下の観点を踏まえて検討すること。

①バイパス完成後は貯水池に入る土砂量、コンジットからの放流土砂量が減ることを表現すること

②概念図ではあるものの、各土砂量の割合や時間的な変化等の表現すべきポイントを慎重に検討すること

③時間スケールもイメージできるように修正すること

- ・ダム貯水池内の土砂収支の変化も示した方が良い。

### 【議事要旨】

#### ●1.3 矢作ダム堆砂対策検討状況

- ・土砂バイパスと置土とした場合、河道の各部に土砂供給点を置けるメリットがあるため、

トータルに考えていく必要がある。

- 土砂バイパストンネル完成した後の運用初期は、徐々に排砂量を増やして河川になじませる計画としているが、どのようになじませていくのが課題となる。シミュレーションでの検討に加えて、運用しながらなじませていく戦略が必要となる。
- 土砂バイパスと置土地点が近いため、供給土砂量が一体となり、何らかの相互作用を生じる可能性があるため、今後検討していくことが必要である。

#### ●1.4 土砂管理シナリオの検討

- 置土の流出を考えると、河岸を切り下げて単断面化させるのであれば、右岸（外岸）に置土することも考えられる。
- 東海豪雨規模の土砂流入がある場合は別の方法で掘削する等別途考える方が現実的と考える。
- 矢作ダムでも貯水池掘削が多く費用もかかるため、少しでも減らせる工夫が必要。
- 百月堰堤の上流等の掘削量について、構造的な観点（改築等）も含めて効率化できれば、トータルコスト（社会的な負担）を減らすことができる。第二版以降は改築の可能性も視野に入れる必要がある。
- 排砂、置土してもほとんどは下流河川で系外搬出になっているため、系外搬出をどのように考えるかが重要。
- 明治用水頭首工下流では川幅が広く、維持掘削に際しては、環境上の問題がないかも確認が必要。
- 維持掘削については、毎年実施か、たまった場合に実施するのかで土砂動態が異なる可能性があるため確認が必要。
- 実際に維持掘削を行う段階になると河道内の様々な課題があり得る。全体の戦略を考える今の検討としては問題ないが、今後はこれらを考えておくことも重要になる。
- 長期的な維持管理が必要となる中で、維持管理を効率化できるような目標とする河道を提示できるとよいのではないか。ダムができる前の河道なども参考になる。
- 淵の堆積について、淵の規模を考えながら検討を進めることも今後必要となる。
- シナリオ 3 でクレンジング、礫間砂分回復が◎となっている。スルーシングした時に、どこに堆積するかはわからない中で、◎は言い過ぎではないか。
- スルーシングした場合土砂量が増えるが、粒径も変わるかもしれない。このような効果も見ていく必要があるかもしれない。
- 現時点で計算によりある程度方向づけできたのは、一歩前進したと評価できる。

#### ●技術的課題の解決に向けた取り組み方針

- 置土実験で越戸ダムの下まで土砂を運搬するのは距離が長く、コストもかかる。基本は近いところに置土した方がよい。

- ・置土によって例えばアユなどにポジティブな影響を与えた他河川での事例があれば、次回委員会に提示してほしい。
- ・明智川合流点下流置土は直接的な改変があるので、環境上問題がないか確認しておくこと。
- ・第一版ではどこまで書くか、系外処理を、すべて捨土にするのではなく、環境改善としての有効活用も考えていくことを明記すべき。
- ・検討内容は、具体化され非常に良くなってきている。一方で、費用負担が重要になるので、管理者間で早めにしっかり議論すること。

● 3.規約の改正について

- ・委員の変更及び情報公開方法の変更について了承された。  
平成 31 年 3 月 26 日より施行。

以上